建設省告示第 号	
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一	〒 条の二の規定に基づき、 超高層建築物の
構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定	つに定める。
平成十二年 月 日	
	建設大臣中山正暉
超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構	の構造計算の基準を定める件
建築基準法施行令(以下「令」という。) 第八十一条の二第一項に	一項に規定する超高層建築物の構造耐力上の
安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。	
一 建築物の各部分の固定荷重及び積載荷重その他の実況に応じた	心じた荷重及び外力(令第八十六条第二項た
だし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域におけ	ける積雪荷重を含む。) により建築物の構造
耐力上主要な部分に損傷が生じないことを確かめること。	
二 建築物に作用する積雪荷重について次に定める方法による構造	る構造計算を行うこと。この場合において、
融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合には	言には、その効果を考慮して積雪荷重を低減

な層厚と剛性を有し、せん断波速度が約四百メートル毎秒以上の地盤をいう。))における加速度
① 解放工学的基盤(表層地盤による影響を受けないものとした工学的基盤(地下深所にあって十分
においては、この限りでない。
る断層、震源からの距離その他地震動に対する影響及び建築物への効果を適切に考慮して定める場合
イ 建築物に水平方向に作用する地震動は、次に定めるところによること。ただし、敷地の周辺におけ
及び鉛直方向の荷重に対する水平方向の変形の影響等を適切に考慮すること。
築物の規模及び形態に応じた上下方向の地震動、当該地震動に直交する方向の水平動、地震動の位相差
四 建築物に作用する地震力について次に定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、建
物が倒壊、崩壊等しないことを確かめること。
ロ 地上十メートルにおける平均風速がイに規定する風速の一・二五倍に相当する暴風によって、建築
下「制振部材」という。)を除く。)に損傷を生じないことを確かめること。
する暴風及び第四号八に規定する地震動に対して所定の性能を発揮することが確かめられたもの(以
収するために設けられた部材であって、疲労、履歴及び減衰に関する特性が明らかであり、ロに規定

	こと。	かにされていること。
速度若しくは変位又はこれらの組み合わせ)が明ら	適切な時間の間隔で地震動の数値(加速度、速度若しく	 (3) 適切な時間の日
	開始から終了までの継続時間を六十秒以上とすること。	(2) 開始から終了
	e 表す。	定するこの数値を表す。
(単位 秒)及び令第八十八条第一項に規	T及びZは、それぞれ建築物の周期	この表において、
	(1.024/T)Z	0.64 T
答スペクトルの五倍の数値とする。	1.6Z	0.16 T < 0.64
「希こ佬主する也震動こ付する山速度芯」	(0.64+6T)Z	T < 0.16
極めて稀に発生する地震動	稀に発生する地震動	原其(禾)
単位 メートル毎秒毎秒)	加速度応答スペクトル(単位	周明(少)
	すること。	幅を適切に考慮すること。
値に適合するものとし、表層地盤による増	パーセントに対するものとする。)を次の表に定める数値に適合	パーセントに対
Jとの特性を表す曲線をいい、減衰定数五	応答スペクトル(地震時に建築物に生ずる加速度の周期ごとの特性を表す曲線をいい、	応答スペクトル

カにされていること

-4-

力上安全であることを確かめること。
七 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐
又は振動によって建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめること。
六 第一号に規定する実況に応じた荷重及び外力に対して、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形
考慮すること。
五 第二号から第四号までに規定する構造計算を行うにあたり、第一号に規定する荷重及び外力を適切に
に基づき確かめること。
八 イに規定する極めて稀に発生する地震動によって建築物が倒壊、崩壊等しないことを、運動方程式
動方程式に基づき確かめること。ただし、制振部材にあっては、この限りでない。
ロ イに規定する稀に発生する地震動によって建築物の構造耐力上主要な部分が損傷しないことを、運
o
④ 建築物が地震動に対して構造耐力上安全であることを検証するために必要な個数以上であること

附則

この告示は、平成十二年六月一日より施行する。